



第120回 職場における化学物質規制について

▼法令による管理から自律管理へ

今までは、重大な健康障害を発生させる物質は、法令をもとに規制されてきました。有害性・危険性が極めて高い物質は製造・使用がそもそも禁止されているものがあります(石綿等の8物質)。がん等の重い健康障害を発生させる可能性があるとして健康診断、作業環境測定、局所排気装置等が義務付けられているものも123物質あります。この123物質を含めた674物質は、安全データシート(SDS)により危険性・有害性情報が示され、リスクアセスメントの実施が課せられていました。

科学の進歩に伴い、次々と新たな化学物質が産業利用されるようになり、また規制を避けるために新たな物質へ転換するなどし、その後新たな物質による健康被害が確認されると、また規制物質が増えるというイタチごっこが続けられてきました。実際、健康影響を発生しうる化学物質は何万もあると言われており、近年の化学物質による労働災害(休業4日以上)の約8割は規制のある123物質以外によるものと言われています。この対策のため2021年に今後の化学物質管理のあり方に関する検討会の報告書が出され、それを受け、今後は法令準拠型から事業者による自律管理型に移ることになりました。

▼自律管理とは

自律管理とは、国が基本的枠組みと達成すべき指標を示し、具体的な管理手法は事業者が決めるというものです。そのためには化学物質の危険性・有害性がきちんと伝えられている必要があります。今後は国がGHS(化学物質の危険性・有害性を世界的に統一された基準に従って分類し、わかりやすく表示するもの)分類を行い、公表し、ラベルやSDSに用いられます。事業者には、対象となる化学物質のリスクアセスメントを行い、労働者が吸入する濃度を国が定める管理基準以下にし、保護具等の使用が課せられることとなります。これらの流れを受けて、労働安全衛生規則等が改正(2022年5月)され、2023年または2024年から化学物質管理体系の見直し(曝露濃度の低減、保護具の使用等)、実施体制の確立(化学物質管理者の選任、保護具着用管理責任者の選任、リスクアセスメント結果の記録作成・保存等)、情報伝達の強化(SDS通知方法の柔軟化、

SDSの通知内容の拡充等)などに関する様々な具体的事項が実施されることとなります。

2023年からは特殊健診の実施頻度に関して各事業所の判断で緩和できるようにもなりました。作業環境管理(第1管理区分)や曝露防止対策が実施されている場合は、半年に1回の健康診断が年1回で良くなるが、第3管理区分への改善措置はより厳しくなります。2024年4月からは化学物質管理者への研修が始まっています。

▼リスクアセスメントの方法

労働安全衛生法では、化学物質などによる危険性・有害性を特定し、その特定された危険性・有害性に基づくリスクを見積もることに加え、リスクの見積もり結果に基づいてリスク低減措置の内容を検討する一連の流れをリスクアセスメントとしています。リスクアセスメントの方法には様々なツールが提案されていて、厚生労働省が作成しているものもいくつもあります。化学物質の危険性のリスクを見積もる場合、爆発や引火が生じたときの被害の大きさとその発生確率からリスクを見積もる方法などがあります。化学物質の有害性を見積もる場合、作業場の気中濃度を測定し、リスクアセスメント対象物質の曝露限界値と比較する方法(実測法)によりリスクを見積もる方法などがあります。リスクアセスメント支援ツールを使うときは各ツールの特色や作業内容、事業場の状況などを考慮した上で、適切なツールを取り入れて、リスクの見積もりに役立てると良いです。ツールでリスクを見積もった後は見積もった結果に基づいてリスク低減措置の内容の検討をすることとなります。リスクアセスメント実施レポート(結果記入シート)も提供されており、実施したリスクアセスメントの結果とリスク低減対策等を記載できるようになっています。



鳥取大学医学部
環境予防医学分野
教授

尾崎 米厚
(おさき よねあつ)